

平成24年度筑波大学の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表について(概要)

1 公表の趣旨

国立大学法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年1月24日閣議決定）に基づき、国民及び関係者に情報を分かりやすく提供することを目的として行うものである。

2 公表対象者及び事項

(1) 公表対象者

- ・役員、教職員（常勤及び非常勤）

(2) 公表事項

I 役員報酬等について

II 職員給与について（注：平成25年4月1日に在職している者のうち、平成24年度中の月例給与及び賞与を減ぜられることなく支給された常勤の職員及び非常勤の職員が対象となる。）

III 総人件費について

IV 法人が必要と認める事項

(注) 毎年事業年度終了後、国立大学法人等の役職員の給与等実態調査を実施し、それに基づき人事院が比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）その他の発表に必要な指標等を作成することとなっている。

3 公表時期

平成25年6月28日

4 公表方法

文部科学省及び筑波大学のホームページ等

筑波大学URL (<http://www.tsukuba.ac.jp/public/publicity.html>)

5 参 考

(1) 公表資料中Ⅱの2の②「年間給与の分布状況」の「四分位」「第1分位」「第3分位」について

「四分位」とは、ばらつきの度合いを示す指標のひとつで、「第1分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額であり、「第3分位」とは、75%目の額である。

(2) 公表資料中Ⅱの2の③「職級別在職状況等」の標準的な職位について

あくまでも標準的な職位を示しているため、表示以外の職名については級に対応し含まれている。

(3) 公表資料中Ⅱの2の⑤「職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標」の指数について

この項の指数は、ラスパイレス指数といい、同指数は、法人の年齢別人員構成をウェイトに用いて算出する指数である。具体的には、国家公務員との比較の場合は、本学職員の給与を国の同一年齢階層の給与に置き換えた場合の仮定の給与費を100としてこれに対して本学が現に支給している給与費から算出される指数をいう。

なお、ラスパイレス指数の算出にあたっては、20歳以上60歳未満（平成25年4月1日現在満年齢）の者が対象となる。

国立大学法人筑波大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、期末特別手当については、当該額の100分の10の範囲内で増額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

- 法人の長
 - ・大学総体としての教育研究活動の円滑・活性化に資する環境を整備するため地域手当を廃止し教育研究等連携手当を設置した。
なお、支給割合は、地域手当の国基準以下の11.7%に抑制している。
 - ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律「第3章 国家公務員の給与の臨時特例」に準じて改正した。
- 理事
 - ・大学総体としての教育研究活動の円滑・活性化に資する環境を整備するため地域手当を廃止し教育研究等連携手当を設置した。
なお、支給割合は、地域手当の国基準以下の11.7%に抑制している。
 - ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律「第3章 国家公務員の給与の臨時特例」に準じて改正した。
- 理事(非常勤)
 - 特になし
- 監事
 - ・大学総体としての教育研究活動の円滑・活性化に資する環境を整備するため地域手当を廃止し教育研究等連携手当を設置した。
なお、支給割合は、地域手当の国基準以下の11.7%に抑制している。
 - ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律「第3章 国家公務員の給与の臨時特例」に準じて改正した。
- 監事(非常勤)
 - 特になし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 20,271	千円 13,299	千円 5,201	千円 1,539 (教育研究等連携手当) 231 (通勤手当)			
A理事	千円 15,532	千円 10,124	千円 3,959	千円 1,171 (教育研究等連携手当) 276 (単身赴任手当)			
B理事	千円 15,758	千円 10,124	千円 3,959	千円 1,171 (教育研究連携手当) 348 (単身赴任手当) 154 (通勤手当)			
C理事	千円 14,536	千円 9,258	千円 3,684	千円 1,245 (教育研究等連携手当) 348 (通勤手当)			◇
D理事	千円 15,329	千円 10,124	千円 3,959	千円 1,171 (教育研究等連携手当) 73 (通勤手当)			
E理事	千円 15,305	千円 10,124	千円 3,959	千円 1,171 (教育研究連携手当) 49 (通勤手当)			
F理事	千円 15,256	千円 10,124	千円 3,959	千円 1,171 (教育研究等連携手当)			

G理事	千円 15,087	千円 9,258	千円 3,785	千円 1,627 416 (教育研究等連携手当) (通勤手当)			
H理事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0			
A監事	千円 10,362	千円 7,171	千円 1,847	千円 830 513 (教育研究等連携手当) (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 2,880	千円 2,880	千円 0	千円 0			

注1：「教育研究等連携手当」とは、大学総体としての教育研究活動の円滑・活性化に資する環境を整備するため、当該地域における民間の賃金水準等を考慮し、在勤する役員に支給されているものである。

注2：「前職」欄の◇印は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項に規定する独立行政法人等の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

注3：「前職」欄の※印は、独立行政法人等の退職者（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者）であることを示す。

注4：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注5：H理事（非常勤）については、独立行政法人等の役員であるため、報酬等は支給していない。

3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事A	千円 1,375 (57,310)	年 1 (35)	月 0 (1)	24.3.31	1.0	在職期間中における職務実績の評価を行い、業績勘案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。	
監事A	千円 5,850	年 6	月 0	24.3.31	1.0	在職期間中における職務実績の評価を行い、業績勘案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。	※

注1：理事Aについては、役員在職期間を国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(35)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2：「前職」欄の※印は、独立行政法人等の退職者（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者）であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における人件費の見積りの範囲内で、人件費を総額で管理することとし、業務の見直し・ICTの活用・アウトソーシングによる効率化を推進することにより、人件費の抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条で準用される独立行政法人通則法第63条第3項により、職員の給与の支給基準は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものであるとしている。また、職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮した適正な給与水準としている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価の結果を踏まえた勤務成績等を考慮し、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を実施している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	総合的な能力の評価により、上位の級に決定できる者については、昇格させることができる。
俸給月額 (昇給)	毎年1月1日に勤務成績の判定を行い、5段階の昇給区分（A「極めて良好」、B「特に良好」、C「良好」、D「やや良好でない」、E「良好でない」）に応じて昇給号俸を決定する。
勤勉手当 (査定分)	基準日6か月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- 大学総体としての教育研究活動の円滑・活性化に資する環境を整備するため地域手当を廃止し教育研究等連携手当を設置した。(東京都特別区:17.7%、つくば市:11.7%等)
なお、支給割合は大学全体で、地域手当の国基準以下に抑制している。
- 学群教育等の充実を図るため、現行の俸給の調整額(大学院関係)を見直し、学位論文指導手当及び共通科目等担当手当を新設した。
- 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律「第3章 国家公務員の給与の臨時特例」に準じて改正した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3,361	45.5	7,016	5,272	101	1,744
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	850	47.0	5,844	4,402	100	1,442
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1,446	49.2	8,595	6,396	114	2,199
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	489	33.9	4,614	3,526	43	1,088
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	26	51.3	5,213	3,963	63	1,250
教育職種 (附属高校教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	377	45.2	7,531	5,762	131	1,769
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	35	48.9	7,909	6,057	165	1,852
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	131	37.2	4,847	3,704	97	1,143

	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	4	48.3	5,778	4,407	130	1,371
その他医療職種 (看護師)	3	49.5	5,702	4,309	41	1,393
指定職種	該当者なし					

注1：常勤職員については、任期付職員を除く。

注2：「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3：「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師及び看護助手等である。

注4：「その他医療職種」とは、病院部門以外に勤務する歯科技工士及び看護師等である。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	38	38.9	3,386	3,169	55	217
事務・技術	1	-	-	-	-	-
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	27	29.5	2,682	2,682	5	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属高校教員等)	9	63.2	5,237	4,496	147	741
教育職種 (附属義務教育学校教員)	1	-	-	-	-	-
技能・労務職種	該当者なし					

注1：非常勤職員については、在外職員及び任期付職員を除く。

注2：「技能・労務職種」とは、臨時用務員、技能補佐員である。

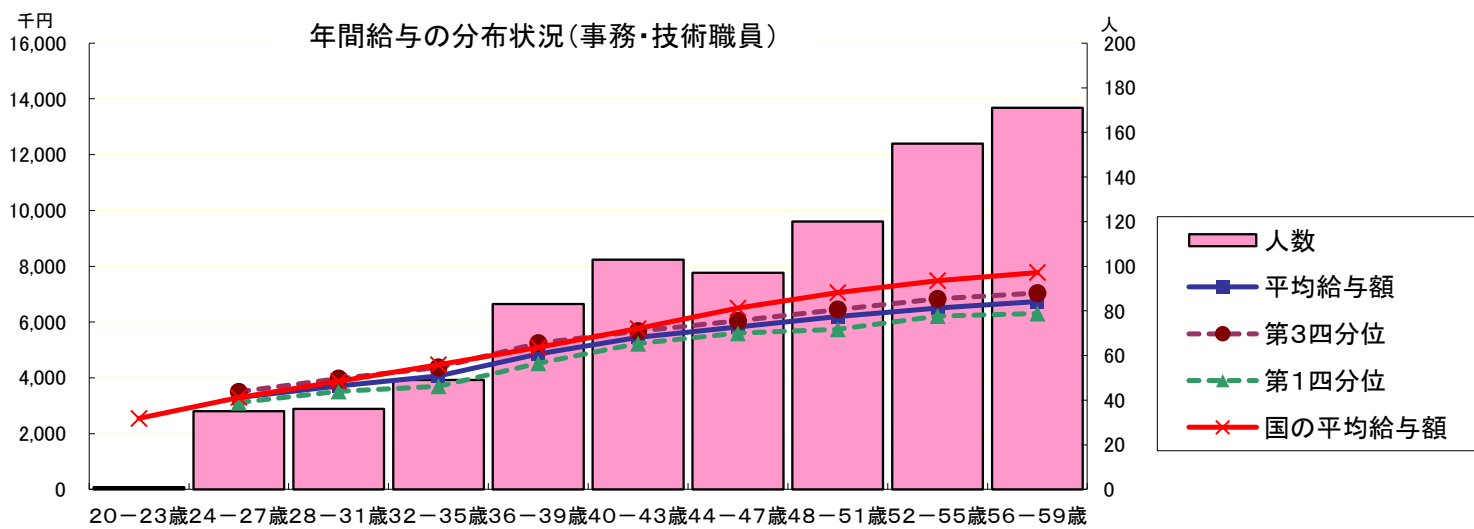
注3：事務・技術及び教育職種(附属義務教育学校教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数のみ記載している。

〔年俸制適用者〕

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	309	42.3	5,936	5,936	120	0
事務・技術	82	46.9	4,433	4,433	105	0
教育職種 (大学教員)	227	40.7	6,479	6,479	126	0
教育職種 (附属学校教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注：在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

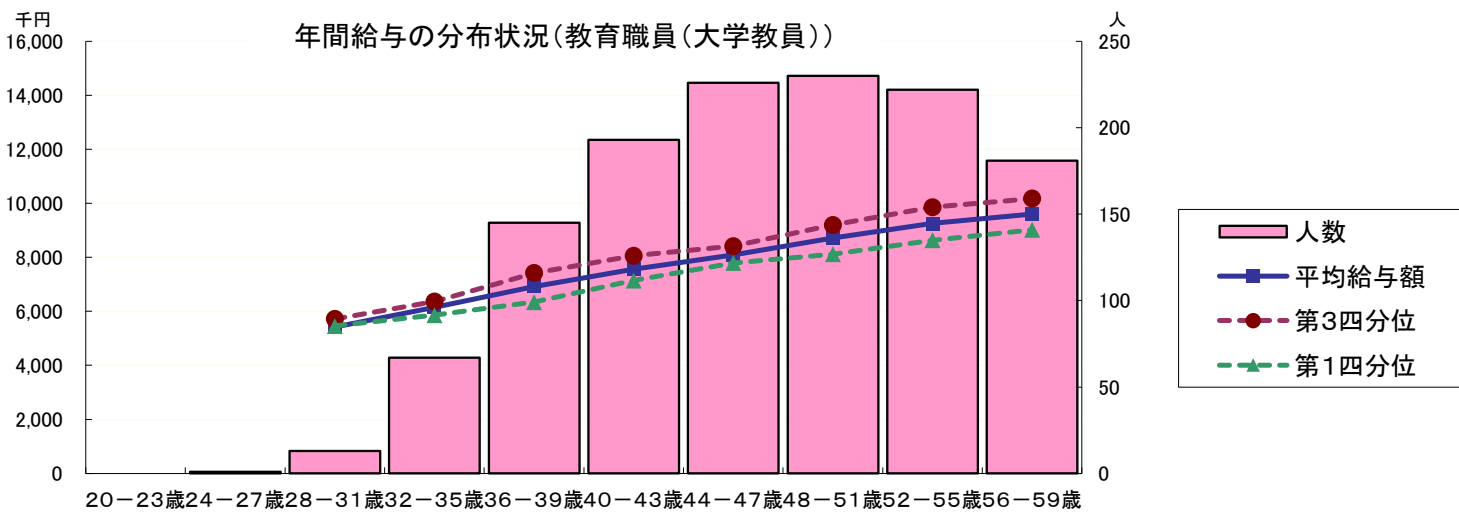
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。□
 注2：年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数のみ記載している。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
部長	7	54.6	9,059	9,498	9,835	
課長	39	55.4	7,510	7,771	8,050	
課長補佐	165	55.2	6,567	6,738	6,924	
係長	346	48.5	5,618	5,908	6,281	
主任	164	45.0	4,971	5,326	5,694	
係員	129	32.1	3,389	3,751	4,021	

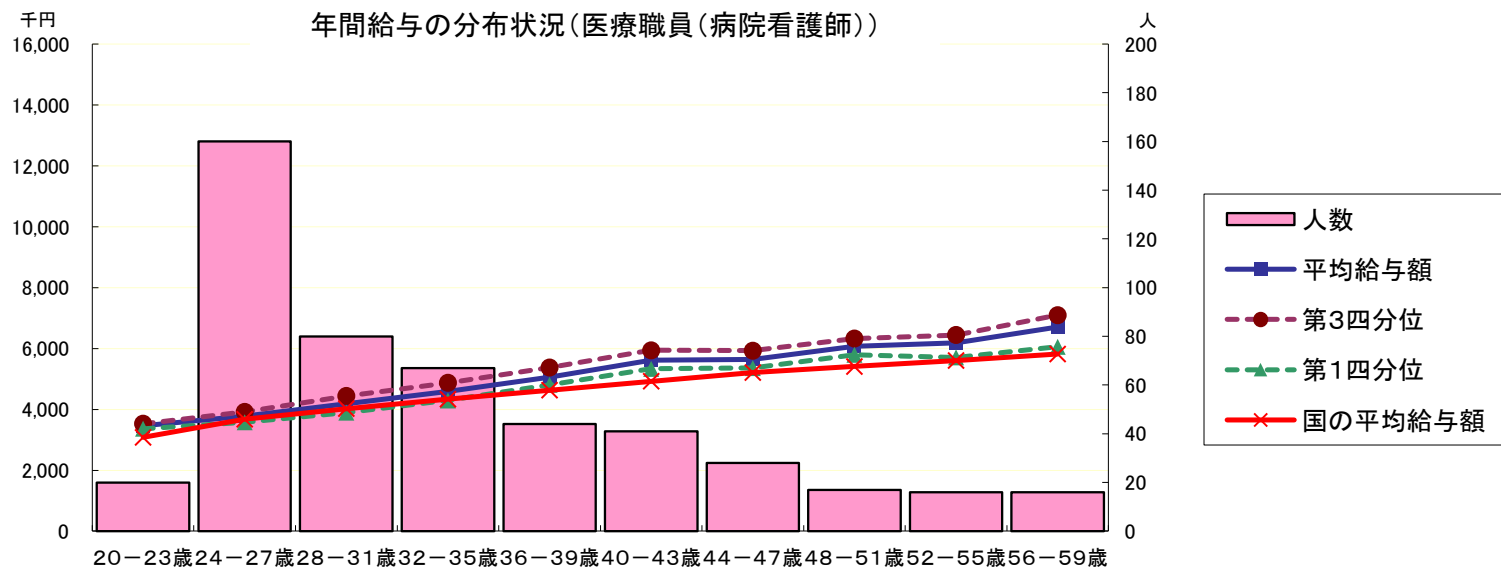


注：年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数のみ記載している。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
教授	588	55.8	9,204	9,761	10,272	
准教授	463	46.9	7,855	8,118	8,466	
講師	256	44.3	7,091	7,481	7,960	
助教	138	37.9	5,886	6,121	6,379	
助手	1	-	-	-	-	

注：助手については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数のみ記載している。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	4	57.3	-	-	7,510	-	-
看護師長	21	47.1	5,985	6,466	6,298	6,466	6,466
副看護師長	68	45.0	5,485	6,070	5,807	6,070	6,070
看護師	395	31.0	3,673	4,727	4,228	4,727	4,727

注1:看護部長については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員数のみ記載している。

注2:副看護部長については、該当者が4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1分位・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任	係長	課長補佐	課長	課長
人員 (割合)	850 人	72 (8.5%) 人	82 (9.6%) 人	389 (45.8%) 人	205 (24.1%) 人	82 (9.6%) 人	13 (1.5%) 人
年齢(最高～最低)		55～23 歳	59～28 歳	59～35 歳	59～46 歳	59～41 歳	59～54 歳
所定内給 与年額(最高～最低)		3,399～1,951 千円	3,921～2,673 千円	5,114～3,225 千円	5,514～4,487 千円	6,392～4,809 千円	6,698～5,956 千円
年間給与 額(最高～最低)		4,368～2,551 千円	5,171～3,519 千円	6,674～4,299 千円	7,342～6,056 千円	8,282～6,580 千円	8,742～7,817 千円

区分	7級	8級	9級
標準的な職位	部長	部長又は調整官	調整官
人員 (割合)	6 (0.7%) 人	1 (0.1%) 人	
年齢(最高～最低)	59～49 歳	- 歳	
所定内給 与年額(最高～最低)	7,382～6,612 千円	- 千円	
年間給与 額(最高～最低)	9,838～8,975 千円	- 千円	

注:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,446 人		167 (11.5%) 人	237 (16.4%) 人	471 (32.6%) 人	571 (39.5%) 人
年齢(最高～最低)			59～27 歳	63～32 歳	63～33 歳	64～40 歳
所定内給 与年額(最高～最低)			5,702～3,349 千円	6,543～4,371 千円	7,128～4,628 千円	8,991～5,611 千円
年間給与 額(最高～最低)			7,225～4,381 千円	8,635～5,864 千円	9,501～6,224 千円	12,287～ 7,683 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	489 人		395 (80.8%) 人	73 (14.9%) 人	17 (3.5%) 人	3 (0.6%) 人	1 (0.2%) 人	
年齢(最高～最低)			59～22 歳	57～30 歳	58～38 歳	58～55 歳	- 歳	
所定内給 与年額(最高～最低)			4,723～2,461 千円	5,049～3,500 千円	5,255～4,288 千円	5,829～5,799 千円	- 千円	
年間給与 額(最高～最低)			6,234～3,232 千円	6,721～4,710 千円	7,177～5,722 千円	7,652～7,598 千円	- 千円	

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 65.5	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.4	% 34.5	% 35.9
	最高～最低	% 48.6～33.0	% 45.2～30.5	% 46.9～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.4	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.1	% 32.6	% 33.8
	最高～最低	% 37.7～31.5	% 37.8～28.6	% 37.7～30.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 64.8	% 63.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.8	% 35.2	% 36.5
	最高～最低	% 48.6～33.1	% 45.2～30.7	% 46.9～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 67.6	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.9	% 32.4	% 33.6
	最高～最低	% 40.6～29.8	% 37.8～29.7	% 38.7～30.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.6	% 63.6	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.4	% 36.4	% 37.4
	最高～最低	% 48.6～33.8	% 41.8～34.3	% 45.3～34.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 66.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 33.2	% 34.4
	最高～最低	% 37.7～32.3	% 35.0～29.9	% 36.3～31.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

89.4

対他の国立大学法人等

99.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

102.5

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

107.1

対他の国立大学法人等

101.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	89.4	
	参考	地域勘案	88.7
		学歴勘案	89.9
		地域・学歴勘案	89.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 55.9% (国からの財政支出額 54,623百万円、支出予算の総額 97,649百万円:平成24年度予算)		
	【検証結果】 本学の対国家公務員指数は100を超えておらず、累積欠損額もない。 今後も法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した給与水準を維持すべく努力していきたい。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)		
	【検証結果】		
講ずる措置			

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	107.1	
	参考	地域勘案	103.7
		学歴勘案	107.7
		地域・学歴勘案	103.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	附属病院が地域手当の支給区分の3級地に所在することから、様々な支給割合の国家公務員に対し、相対的に高くなっている。 また、指数に影響を与える要素としては、本学の看護師と国家公務員(医療職(三)適用者)間での職位・人員構成及び平均年齢等の違いによるものと考えられるが、その特定を行うのは困難である。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考える。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 55.9% (国からの財政支出額 54,623百万円、支出予算の総額 97,649百万円:平成24年度予算)		
	【検証結果】 給与水準が高くなっている要因は上記のとおりであるが、看護業務に従事する職員への社会一般情勢を踏まえた給与制度であることから、給与水準は適正なものであると考えている。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)		
	【検証結果】		
講ずる措置	国家公務員の給与水準等を考慮し、今後も適切な水準の維持に努める。		

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

103.3

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。
(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 26,764,210	千円 28,217,586	千円 (%) △ 1,453,376 (△ 5.2)	千円 (%) △ 1,564,874 (△ 5.5)
退職手当支給額 (B)	千円 3,098,529	千円 3,739,948	千円 (%) △ 641,419 (△ 17.2)	千円 (%) 1,112,020 (56.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 9,652,960	千円 8,674,421	千円 (%) 978,539 (11.3)	千円 (%) 2,315,106 (31.6)
福利厚生費 (D)	千円 4,611,022	千円 4,522,703	千円 (%) 88,319 (2.0)	千円 (%) 476,527 (11.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 44,126,721	千円 45,154,658	千円 (%) △ 1,027,937 (△ 2.3)	千円 (%) 2,338,779 (5.6)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額の対前年比5.2%減の要因

定年退職者等の後任補充を抑制し、教職員数を削減したことに伴う減及び給与減額措置による減(▲1,582,989千円)等である。

- ・最広義人件費の対前年比2.3%減の要因

外部資金・附属病院収入などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加により「非常勤役職員等給与」は増しているが、定年退職者数の減、国家公務員の退職手当の支給水準引き下げによる減(▲65,731千円)に伴う「退職手当支給額」の減及び、国家公務員の給与改定臨時特例法に準じた給与減額による減がある。

IV 法人が必要と認める事項

- ・平成24年2月に公布・施行された国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(以下「臨時特例法」という。)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、本学においても以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

役員及び職員について、平成24年6月から実施。

- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、本学においても以下の措置を講ずることとした。

役員及び職員について、平成25年2月から実施。